

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）担当者 様  
中核市

いつもお世話になっております。

標記について、先日、下記のメールにより、ご連絡したところですが、送付した「事務連絡」に一部誤りがありましたので、各ご担当者様におかれましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、差し替えていただきますようしくお願い致します。

■—————□

（代表）03-5253-1111

企画課自立支援振興室社会参加支援係（内 3006・3089）

□—————■

——Original Message——

From: 障害保健 福祉改革(syogaikaikaku)

Sent: Monday, April 01, 2013 9:52 PM

Subject: 【厚生労働省】消費税が非課税となる身体障害者用物品について

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
身体障害者用物品の非課税扱いについては、消費税法第6条の規定に基づき、別表第一及び別表第二において規定されており、その指定については、消費税法施行令第14条の4の規定に基づいて行っているところです。

今般、当該告示等について別紙のとおり改正し、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛送付したのでお知らせするとともに、その取扱いについて遺漏無きようよろしくお願い申し上げます。

■—————□

（代表）03-5253-1111

企画課自立支援振興室社会参加支援係（内 3006・3089）

□—————■